

振動規制法施行規則に基づく特定建設作業の規制地域の区分について

平成 24 年 3 月 30 日

泉佐野市長 千代松 大耕

振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 1 の付表の第 1 号（以下「付表第 1 号」という。）の規定により、区域を次のとおり指定し、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

1 付表第 1 号イに該当する区域

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域

2 付表第 1 号ロに該当する区域

都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域

3 付表第 1 号ハに該当する区域

都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

4 付表第 1 号ニに該当する区域

都市計画法第 2 章の規定により定められた工業地域のうち学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 メートルの区域内の地域

【 振動規制法施行規則別表第 1 の付表第 1 号 】

公布日：昭和 51 年

総理府・総理府令第 58 号

付表

一 法第三条第一項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事が指定した区域
イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。
ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。
ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること。
ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第三項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね八十メートルの区域内であること。
二 法第三条第一項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域